

○装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付自技第 215 号、自審第 1253 号、自環第 222 号）

令和 8 年 1 月 9 日改正

国自審第 2150 号

（傍線の部分は改正部分とする。）

改 正 後	現 行
<p>別添 装置型式指定実施要領</p> <p>目次</p> <p>第 1～第 8 （略）</p> <p><u>第 9 檢査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領</u></p> <p><u>第 10 その他</u></p> <p>第 1 申請書、添付書面の提出先及び特定装置の提示先</p> <p>1 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 1 項の規定による特定装置（以下「特定装置」という。）を製作することを業とする者若しくはその者から特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「製作者等」という。）又は特定改造を業とする者は、当該特定装置又は当該特定改造等に係る改造のためのプログラム等が組み込まれる特定装置の型式の指定（以下「型式指定」という。）の申請をする場合には、国土交通省物流・自動車局審査・リコール課（東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 3 号。以下「審査・リコール課」という。）に、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号。以下「装置指定規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する申請書、同条第 2 項及び第 3 項に規定する書面並びに別記様式 1 の提出書面一</p>	<p>別添 装置型式指定実施要領</p> <p>目次</p> <p>第 1～第 8 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>第 9 その他</u></p> <p>第 1 申請書、添付書面の提出先及び特定装置の提示先</p> <p>1 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 1 項の規定による特定装置（以下「特定装置」という。）を製作することを業とする者若しくはその者から特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「製作者等」という。）又は特定改造を業とする者は、当該特定装置又は当該特定改造等に係る改造のためのプログラム等が組み込まれる特定装置の型式の指定（以下「型式指定」という。）の申請をする場合には、国土交通省物流・自動車局審査・リコール課（東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 3 号。以下「審査・リコール課」という。）に、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号。以下「装置指定規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する申請書、同条第 2 項及び第 3 項に規定する書面並びに別記様式 1 の提出書面一</p>

覽表（以下「提出書面一覧表」という。）の書面を提出するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）自動車認証審査部（東京都調布市深大寺東町7丁目42番地27号。以下「自動車審査部」という。）に申請書の写し、装置指定規則第4条第2項（第4号、第5号及び第8号を除く。）、第3項の書面及び提出書面一覧表を提出し、併せて当該特定装置を提示するものとする。ただし、次のいずれかの特定装置（以下「システム装置」という。）の指定の申請をする場合にあっては、システム装置を備えた自動車等（以下「供試品」という。）を提示するものとする。

(1)～(13) (略)

(14) 緊急車線維持装置

(15)～(49) (略)

(50) 仕切り装置

(51)～(74) (略)

2 法第102条第4項の規定により納めなければならない手数料は、道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）第2条第2項及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第69条第1項の規定に基づき、国に納めなければならない手数料については、特定装置の申請1件につき5万円相当の自動車検査登録印紙を申請書に貼付することにより納付し、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に納めなければならない手数料は、所定の額を現金により納付するものとする。

また、法第102条第4項の規定により、第6第1項に規定する電子申請を行った場合には、国に納めなければならない手数料について、現金による納付を行うことができる。

3～4 (略)

覽表（以下「提出書面一覧表」という。）の書面を提出するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）自動車認証審査部（東京都調布市深大寺東町7丁目42番地27号。以下「自動車審査部」という。）に申請書の写し、装置指定規則第4条第2項（第4号、第5号及び第8号を除く。）、第3項の書面及び提出書面一覧表を提出し、併せて当該特定装置を提示するものとする。ただし、次のいずれかの特定装置（以下「システム装置」という。）の指定の申請をする場合にあっては、システム装置を備えた自動車等（以下「供試品」という。）を提示するものとする。

(1)～(13) (略)

(新設)

(14)～(48) (略)

(新設)

(49)～(72) (略)

2 法第102条第4項の規定により納めなければならない手数料は、道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）第2条第2項及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第69条第1項の規定に基づき、国に納めなければならない手数料については、特定装置の申請1件につき5万円相当の自動車検査登録印紙を申請書に貼付することにより納付し、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に納めなければならない手数料は、所定の額を現金により納付するものとする。

また、法第102条第4項の規定により、第6第1項に規定する電子申請を行った場合には、国に納めなければならない手数料について、現金による納付を行うことができる。

3～4 (略)

第2～第5 (略)

第6 電子申請による申請等

1～2 (略)

3 2の添付書面の電磁的記録のファイル名は別紙2のとおりとする。

4 (略)

第7 (略)

第8 装置型式指定基準

法第75条の3第3項の指定の判定に係る基準は、次表左欄の装置指定規則第2条各号に掲げる装置の種類に応じて、同表右欄において定めるものとする。ただし、当該指定に係る申請が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）第3条第1項ただし書の規定による法第99条の3第1項の許可を申請することのみを目的とするものである場合にあっては、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）で定めるところにより、当該申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の装置に適用される保安基準とすることができます。

特定装置の種類	装置型式指定基準
1. ~7. (略)	(略)
8. ペダル踏み間違い時加速抑制装置	<u>協定規則第175号改訂版</u>
9. ~16. (略)	(略)
17. かじ取装置	協定規則第79号第4改訂版 協定規則第171号改訂版
<u>18. 緊急車線維持装置</u>	<u>協定規則第178号</u>
<u>19. ~71.</u> (略)	(略)
72. 座席	<u>協定規則第17号第12改訂版</u>

第2～第5 (略)

第6 電子申請による申請等

1～2 (略)

3 2の添付書面の電磁的記録のファイル名は別紙1のとおりとする。

4 (略)

第7 (略)

第8 装置型式指定基準

法第75条の3第3項の指定の判定に係る基準は、次表左欄の装置指定規則第2条各号に掲げる装置の種類に応じて、同表右欄において定めるものとする。ただし、当該指定に係る申請が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）第3条第1項ただし書の規定による法第99条の3第1項の許可を申請することのみを目的とするものである場合にあっては、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）で定めるところにより、当該申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の装置に適用される保安基準とすることができます。

特定装置の種類	装置型式指定基準
1. ~7. (略)	(略)
8. ペダル踏み間違い時加速抑制装置	<u>協定規則第175号</u>
9. ~16. (略)	(略)
17. かじ取装置	協定規則第79号第4改訂版 協定規則第171号改訂版
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>18. ~70.</u> (略)	(略)
71. 座席	<u>協定規則第17号第11改訂版</u>

<u>73.</u> 座席及び頭部後傾抑止装置		<u>72.</u> 座席及び頭部後傾抑止装置	
<u>74.</u> 仕切り装置	<u>協定規則第 126 号</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>75. ~76.</u> (略)	(略)	<u>73. ~74.</u> (略)	(略)
<u>77.</u> 座席ベルト	協定規則第 16 号第 10 改訂版 <u>協定規則第 173 号改訂版</u> <u>協定規則第 174 号改訂版</u>	<u>75.</u> 座席ベルト	協定規則第 16 号第 10 改訂版 <u>協定規則第 173 号</u> <u>協定規則第 174 号</u>
<u>78. ~83.</u> (略)	(略)	<u>76. ~81.</u> (略)	(略)
<u>84.</u> 騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外）	<u>協定規則第41号第 6 改訂版</u> 協定規則第 51 号第 3 改訂版	<u>82.</u> 騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外）	<u>協定規則第41号第 5 改訂版</u> 協定規則第 51 号第 3 改訂版
<u>85. ~136.</u> (略)	(略)	<u>83. ~134.</u> (略)	(略)

第9 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領

施行規則第 62 条の 3 第 1 項の検査対象外軽自動車等の型式認定のうち、当該自動車等の装置の型式に限った認定（以下「検査対象外軽自動車等の装置の型式認定」と総称する。）の申請については、別紙 3 「検査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領」により取り扱うものとする。

第10 その他 (略)

別記様式 1 ~ 別記様式 2 (略)

別紙 1 ~ 別表 2 (略)

別紙 2

電子申請を行う際の添付書面作成要領

- 1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の 1 から 56、59 から 64、66 から 70 及び 80 に分けて分類する。
- 2 各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
- 3 電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり（半角、小文字）とす

(新設)

第9 その他 (略)

別記様式 1 ~ 別記様式 2 (略)

別紙 1 ~ 別表 2 (略)

別紙 2

電子申請を行う際の添付書面作成要領

- 1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の 1 から 56 及び 59 から 70 に分けて分類する。
- 2 各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
- 3 電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり（半角、小文字）とす

る。

- 4 45 及び 55 の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。

添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1～64（略）		
<u>（削除）</u>		
66～70（略）		
80 サイバーセキュリティ及びプログラム	PDF 形式	cybersecurity
管理に係る適合証		

注) 項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和2年国土交通省令第66号）第四条を示す。

別紙3 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領

検査対象外軽自動車等の装置の型式認定の申請を行う場合にあっては、次のとおり取扱うこととする。

なお、検査対象外軽自動車等の装置が保安基準の規定に適合しているかどうかの審査は自動車審査部が行うものとする。

第1 申請者

検査対象外軽自動車等の装置を製作することを業とする者又はその者から検査対象外軽自動車等の装置を購入する契約を締結している者であって当該検査対象外軽自動車等の装置を販売することを業とする者（外国において本邦に輸出される検査対象外軽自動車等の装置を購入する契約を締結している者であって当該検査対象外軽自動車等の装置を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「検査対象外軽自動車等の装置の製

る。

- 4 45 及び 55 の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。

添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1～64（略）		
65 改造に係る能力基準適合証明書の写し	PDF 形式	nouryokutekigou
66～70（略）		
<u>（新設）</u>		

注) 項番 64 及び 66 の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和 2 年国土交通省令第 66 号）第四条を示す。

（新設）

作者等」という。)

第2 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定の対象装置

検査対象外軽自動車等の装置の製作者等は、その製作し、又は販売する検査対象外軽自動車等の装置のうち次に掲げる種類の検査対象外軽自動車等の装置の型式について、検査対象外軽自動車等の装置の型式認定を受けることができる。

- (1) 法第四十一条第一項第四号及び法第四十四条第三号の制動装置
- (2) 法第四十一条第一項第六号の電気装置及び法第四十四条第四号の車体のうちサイバーセキュリティシステム
- (3) 法四十一条第一項第十一号の騒音防止装置及び法第四十四条第八号の消音器

第3 検査対象外軽自動車等の装置の提示

検査対象外軽自動車等の装置の製作者等は、検査対象外軽自動車等の装置を備えた自動車等を自動車審査部に提示するものとする。

第4 申請書及び添付書面

1 第1号様式の申請書、以下に規定する添付書面並びに提出書面一覧表の書面を審査・リコール課に提出するとともに、自動車審査部が発行した試験成績書を提出するものとする。なお、添付書面の記載方法については、別添「装置型式指定実施要領」第2によること。

- (1) 申請に係る検査対象外軽自動車等の装置の構造及び性能を記載した書面
- (2) 申請に係る検査対象外軽自動車等の装置の外観図
- (3) 保安基準（申請に係る検査対象外軽自動車等の装置が対象となる部分

に限る。)に適合することを証する書面

- (4) 品質管理システムに係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面
- (5) 検査に係る業務組織及び検査の実施要領を記載した書面
- (6) 検査対象外軽自動車等の装置を取り付けることができる検査対象外軽自動車等の範囲
- (7) 特別な表示の表示位置及び表示方式を記載した図面
- (8) 購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
- (9) 第6に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて検査対象外軽自動車等の装置の型式認定の申請をする者にあっては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面
- (10) サイバーセキュリティシステムについて検査対象外軽自動車等の装置の型式認定を申請する場合にあっては、能力基準適合証明書の写し

第5 告示

国土交通大臣は、検査対象外軽自動車等の装置の型式認定をし、又は施行規則第62条の3第6項及び第6の規定により検査対象外軽自動車等の装置の型式認定を取り消したときは、当該検査対象外軽自動車等の装置の型式認定に係る検査対象外軽自動車等の装置について、次に掲げる事項を告示する。

また、告示した事項に変更があった場合にはその内容を告示する。

- (1) 型式認定番号
- (2) 検査対象外軽自動車等の装置の名称及び型式
- (3) 検査対象外軽自動車等の装置の製作者等の氏名又は名称及び住所
- (4) 型式認定を取り消したときは、その理由

第6 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定の取り消し

国土交通大臣は、施行規則第62条の3第6項の規定に基づいて、次に掲げる場合は、検査対象外軽自動車等の装置の型式認定を取り消すものとする。

- (1) 当該型式の装置が道路運送車両の保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったと認められるとき。
- (2) 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定を受けた検査対象外軽自動車等の装置の製作者等（以下「認定製作者等」という。）が第9の3（認定製作者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。）及び5の規定に違反して届出をしなかったとき。

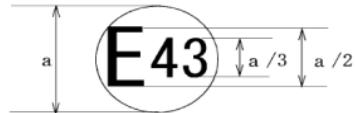
第7 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定の範囲

検査対象外軽自動車等の装置の型式認定の範囲及び認定基準は、次表左欄に掲げる装置の種類に応じて、同表右欄において定めるものとする。

検査対象外軽自動車等の装置の種類	装置認定基準
1. 二輪自動車等の制動装置	協定規則第78号第6改訂版
2. サイバーセキュリティシステム	協定規則第155号
3. 騒音防止装置	協定規則第41号第6改訂版

第8 特別な表示

認定製作者等は、その型式について認定を受けた検査対象外軽自動車等の装置につき、以下に定める特別な表示をすることができる。この場合において、特別な表示は、検査対象外軽自動車等の装置に、耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならない。



(単位：ミリメートル)

検査対象外軽自動車等の装置の種類	<u>a</u>
<u>1. 二輪自動車等の制動装置</u>	<u>8以上</u>
<u>2. サイバーセキュリティシステム</u>	
<u>3. 騒音防止装置</u>	

第9 変更等の承認及び届出

1 認定製作者等は、検査対象外軽自動車等の装置の型式認定申請書の添付書面のうち次に掲げる書面の記載事項を変更した場合（当該変更に係る検査対象外軽自動車等の装置の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該検査対象外軽自動車等の装置が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるもの（以下「軽微な変更」という。）を除く。）には、第2号様式による変更承認申請書及び変更に関する資料を国土交通大臣に提出し、その変更の承認を申請しなければならない。この場合において、当該変更に係る資料については、検査対象外軽自動車等の装置の型式認定申請書の添付書面の例に準ずるものとする。

- (1) 諸元表
- (2) 外観図
- (3) 保安基準の規定に適合することを証する書面
- (4) 当該検査対象外軽自動車等の装置を取り付けることができる検査対象外軽自動車等の範囲

2 前項の承認は、当該変更に係る検査対象外軽自動車等の装置の型式が認

定を受けた検査対象外軽自動車等の装置の型式と同一と認められる場合に行う。

3 認定製作者等は、当該検査対象外軽自動車等の装置の型式認定に係る型式認定申請書又はその添付書面の記載事項のうち第1項に掲げる変更の承認に係る事項以外のものについて変更した場合には、第3号様式による変更届出書及び変更に関する資料を遅滞なく（軽微な変更に該当する場合には、遅くとも四半期ごとに当該変更があった日の属する四半期の翌四半期の初日から30日以内）国土交通大臣に提出すること。

4 認定製作者等が、当該検査対象外軽自動車等の装置の型式認定に係る検査対象外軽自動車等の装置について変更承認申請書及び変更届出書を同時に提出しようとするときは、変更承認申請書に変更届出書に係る変更内容を記載することにより、変更承認申請書と変更届出書を一つにすることができる。

5 認定製作者等が、当該検査対象外軽自動車等の装置の型式認定に係る検査対象外軽自動車等の装置の認定製作者等でなくなったときは、その日から30日以内に、第4号様式による製作等廃止届を国土交通大臣に提出すること。

第10 検査対象外軽自動車等の装置が特定装置と同一である場合の特例

検査対象外軽自動車等の装置が特定装置と同一であり、検査対象外軽自動車等及びそれ以外の自動車に共通して取り付けられる場合にあっては、装置型式指定規則第4条第2項第6号に規定する書面に検査対象外軽自動車等の範囲を記載することにより、特定装置の型式指定の申請に含めることができる。この場合において、特定装置の型式指定を受けたときは検査対象外軽自動車等の装置の型式認定も受けたものとみなし、このときの特定装置の型式指定番号を検査対象外軽自動車等の装置の型式認定番号

として用いるものとする。

第1号様式（検査対象外軽自動車等の装置の型式認定申請書）

検査対象外軽自動車等の装置の型式認定申請書

国土交通大臣殿

年　月　日

検査対象外軽自動車等の装置の種類	
検査対象外軽自動車等の装置の名称及び型式	
申請者の氏名又は名称及び住所	
主たる製作工場の名称及び所在地	
備考	

（日本産業規格A列4番）

第2号様式（検査対象外軽自動車等の装置の型式認定変更承認申請書）

検査対象外軽自動車等の装置の型式認定変更承認申請書

国土交通大臣殿

年　月　日

検査対象外軽自動車等の装置の種類	
検査対象外軽自動車等の装置の名称及び型式	
検査対象外軽自動車等の装置の認定番号	
申請者の氏名又は名称 及び住所	
変更事項及び 変更事由	
備考	

(日本産業規格A列4番)

第3号様式(変更届出書)

検査対象外軽自動車等の装置の変更届出書

国土交通大臣殿

年　月　日

検査対象外軽自動車等の 装置の種類	
検査対象外軽自動車等の 装置の名称及び型式	
申請者の氏名又は名称 及び住所	
変更事項及び 変更事由	
変更年月日	
備考	

(日本産業規格A列4番)

第4号様式（製作等廃止届）

検査対象外軽自動車等の装置の製作等廃止届

国土交通大臣殿

年　月　日

検査対象外軽自動車等の装置の種類	
検査対象外軽自動車等の装置の名称及び型式	
製作等廃止事由	
備考	

(日本産業規格A列4番)

附 則（令和8年1月9日付け国自審第2150号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和8年1月11日より施行する。ただし、第1 1. (50) 及び第8 74. については令和8年3月31日より施行する。
2. 本改正規定による改正後の装置型式指定実施要領第8 8.、72.、73.、77. 及び84.に係る改正規定は、当分の間、従前の例によることができる。